

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 30 年度第 2 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	30年度(あ)第24号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した外貨定期預金の中途解約時に生じる損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品を購入すれば、その後外貨建て変額個人年金保険を購入する際に手数料が実質的に免除されることになるのを理由に、本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入以前に投資信託を購入した経験はあるが、投資に係る知識は乏しかった。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。 ・ 私は、結局、外貨建て変額個人年金保険は購入しなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから相続の相談を受け、本件商品及び本件外保険を紹介したところ、Aさんから本件商品の購入の意向が示されたことから、本件商品を販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9月 27 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。